

令和6年度

十三湖農地防災事業

十三湖地区事業再評価検討資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度十三湖農地防災事業 十三湖地区事業再評価検討資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営十三湖土地改良事業における令和7年度の事業再評価の実施に当たり、事業地区全域に係る社会情勢の変化等について現状を把握・分析を行った他業務の成果を参考に、費用対効果分析等の資料を作成するとともに、それに基づき、技術検討会資料の作成等を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象となる地域は、青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内で、別添位置図に示すとおりである。

(事業概要)

第1-4条

本業務の対象となる国営土地改良事業の概要は次のとおりである。

- 1 主要工事：頭首工（芦野頭首工） N=1箇所
- 2 事業工期：平成27年度～令和8年度（12年間）
- 3 総事業費：14,237百万円（令和6年度単価）
- 4 受益面積：3,049ha（田：3,049ha、畑：-）
- 5 その他：事業変更計画は令和5年9月に確定している。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村環境 農業-農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村環境 農業-農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
- (2) 費用対効果算定等節目の決定時
- (3) 技術検討会資料(案)の作成時
- (4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会 編)	(株)地球社	平成15年8月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版	平成27年9月
3	国営土地改良事業等再評価実施要領	農林水産省農村振興局長 ・生産局長通知	平成22年8月 (最終改正)
4	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について	農林水産省農村振興局長 通知	平成20年3月 (最終改正)

5	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について	農林水産省農村振興局企画部長通知	令和4年4日 (最終改正)
6	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知	令和5年4月 (最終改正)
7	執務参考資料「令和5年度国営土地改良事業等再評価の運営について」	農林水産省農村振興局整備部	令和5年5月
8	国産農産物安定供給効果について	農林水産省農村振興局整備部部長通知	令和5年4月
9	土地改良事業の費用対効果分析における参考資料等について	農林水産省農村振興局整備部事務連絡	令和5年9月

※作業前に図書が改訂された場合は、最新版を用いるものとする。

(貸与資料)

第2-2条

本業務の貸与資料は次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	国営十三湖土地改良事業変更計画書	1部
2	平成30年度 津軽北部二期地区及び十三湖地区 事業再評価資料作成業務報告書	1部
3	令和3年度 津軽北部二期地区及び十三湖地区 事業計画諸元検討業務報告書	1部
4	令和4年度～令和5年度 津軽北部二期地区及び十三湖地区 事業変更計画書作成とりまとめ業務報告書	1部

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-4条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	津軽北部二期地区事業再評価検討資料作成業務	R6.7.2～R7.3.25

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 資料の検討	1式	
2. 農業情勢調書等の作成	1式	津軽北部二期地区を引用
3. 費用対効果分析	1式	
4. 現状分析	1式	津軽北部二期地区を引用
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	1式	津軽北部二期地区を引用
6. 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	1式	
7. 技術検討会資料(案)の作成	1式	
8. 点検・照査とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 第2-1条及び第2-2条並びに共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 2 作業を実施するに当たり、行政機関等から資料を収集する場合は、監督職員に事前に通知するものとする。
- 3 第3-1条の作業項目「7. 技術検討会資料(案)の作成」は、東北農政局事業管理委員会幹事会に使用する資料を指しており、とりまとめの具体的な時期については監督職員の指示によるものとする。
- 4 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の構成について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時において、受発注者間の調査方針、条件等の確認の場として次の会議を設置するので管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ対応するものとする。

1 業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員、監督員

が、検討方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務を円滑に推進し成果物の品質を確保するものである。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。

なお、確認事項については、変更する場合がある。

- 1) 検討条件・前提条件
- 2) 業務計画の妥当性
- 3) スケジュール
- 4) 検討事項の変更内容
- 5) その他（事業間連携、コスト縮減等の促進等）

(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

2 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（技術検討会資料（案）作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 等） 正副 2 部
- 2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 5 - 2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-10

東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6 - 1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により作業内容等に変更が生じた場合
- 6 その他

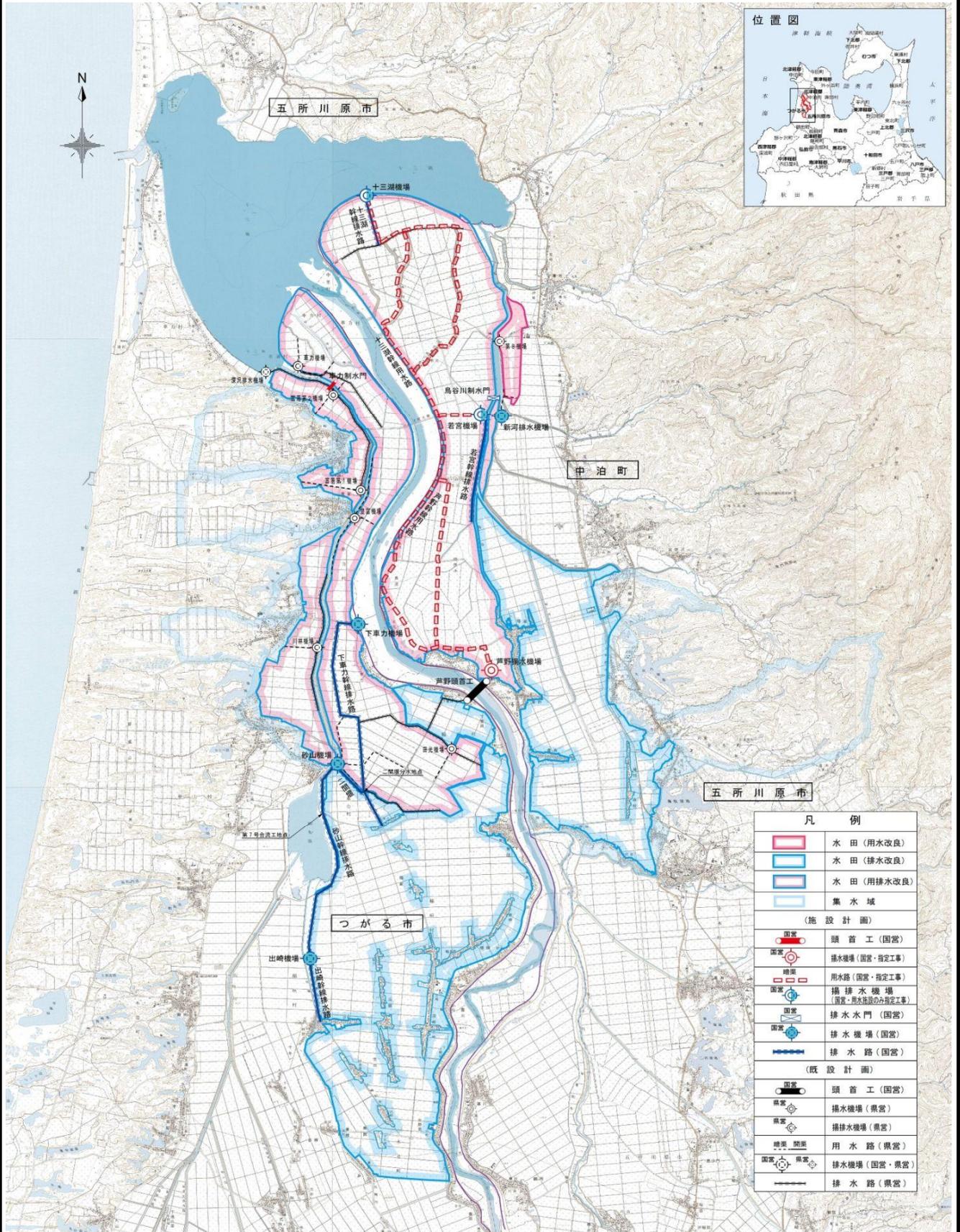
第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7 - 1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図



凡 例	
	水田（用水改良）
	水田（排水改良）
	水田（用排水改良）
	集水域
(施設計画)	
	頭首工（国営）
	排水機場（国営・指定工事）
	用水路（国営・指定工事）
	揚排水機場（国営・排水施設のみ指定工事）
	排水水門（国営）
	排水機場（国営）
	排水水路（国営）
(既設計画)	
	頭首工（国営）
	揚排水機場（県営）
	揚排水機場（県営）
	用水路（県営）
	排水機場（国営・県営）
	排水水路（県営）

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1. 資料の検討	事業評価のために必要な資料収集を行う。 収集した資料及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を作成する。	○	
2. 農業情勢調査等の作成			
2-1. 社会経済情勢の変化			
(1) 産業別就業人口の動向	産業別就業人口の動向について国勢調査結果等(過去3調査年)により整理する。	—	津軽北部二期 地区を引用
(2) 地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計法により整理する。	—	〃
(3) 農業の動向	農業経営体、土地、主要作物、主要家畜、地域指定の動向について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	—	〃
(4) 経営耕地面積規模別及び経営体 区分別農業経営体数の整理	経営耕地面積規模別農業経営体数、1経営体当たり平均農用地面積及び経営体区分別農業経営体数の変化状況について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	—	〃
(5) 認定農業者数の推移	認定農業者数(経営体)及び認定農業者数(法人)の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	—	〃
(6) 法人化の協業経営及び組織形態 別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス(過去3調査年)及び集落営農実態調査により整理する。	—	〃
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化			
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	—	津軽北部二期 地区を引用
(2) 農業振興計画等の見直し 状況	事業計画時と現在の県、市町村、農協等による農業振興計画等の見直し状況について整理する。	—	〃
(3) 農産物等の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、農産物価統計等により整理・対比し、変化の状況及び要因について検討する。	—	〃
3. 費用対効果分析			
3-1. 総費用の算定	再評価時点での費用対効果分析における総費用を整理する。	○	
3-2. 年効果額の算定	事業計画時の資料に基づき、主に時点修正を行い、年効果額を整理する。また、その根拠資料を整理する。	○	
3-3. 費用対効果分析の整理	上記で算定した総費用、年効果額を基に費用対効果分析を行うとともに、その変動要因等を分析・整理する。	○	
4. 現状分析			
4-1. 農業振興の必要性	優良農業地域(食料供給基地)、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化から農業振興の必要性について検討する。	—	津軽北部二期 地区を引用
4-2. 上位計画との整合	最近の各種農業施策(農林水産業・地域の活力創造プラン等)との整合について検討する。	—	〃
4-3. 一部効用の確認	一部施設の供用開始、農業への多面的効果、その他波及的効果の発現について検討する。	—	〃
4-4. 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に関わる基礎的要因より、事業評価の妥当性について検証する。	—	〃
4-5. 事業継続の必要性	農村振興の必要性、事業評価の妥当性より、事業継続の必要性について検討する。	—	〃
5. 「環境との調和への配慮」 調書の作成	環境との調和への配慮の内容について調書を作成する。	—	〃
6. 「事業コスト縮減等の可能性」 調書の作成	事業コスト縮減に関して、評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについて調書を作成する。	○	
7. 技術検討会資料(案)の作成			
7-1. 事業評価結果(案)	2. 農業情勢調査等の作成～4. 現状分析までの作業項目を踏まえ、事業評価結果(案)について所定の様式に整理する。	○	
7-2. 事業評価説明資料	事業評価に当たっての第三者による「技術検討会」での説明資料(パワーポイントを含む)について作成する。	○	
7-3. 事業評価説明資料基礎資料	事業評価説明資料の基礎資料について整理する。 事業評価に当たって想定される課題を検討し、その項目とその内容について整理する(想定問答の作成を含む)。	○	
8. 点検・照査とりまとめ	各作業項目の成果品について、点検・照査とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○	